

# よくある！再就職手当

## 4つのご質問



**再就職手当は雇用保険の手続きをしていなくても対象？**



雇用保険の手続きをとられた方が対象で、一定の支給要件を満たした場合に支給されます。



**再就職は「必ず」ハローワーク紹介ではないとダメ？**



離職理由による給付制限を受けた場合、求職申込みをしてから待期満了日後1ヶ月の期間内は、ハローワークまたは許可・届出のある職業紹介事業者の紹介によって就職したことが条件です。この期間中にご自身で事業所へ直接応募して就職した場合、再就職手当の対象にはなりません。

なお、給付制限がない方、及び給付制限がある方で待期満了日後1ヶ月を経過した方については、就職の経路は問いません。



**雇用形態が正社員でないと対象外？**



『1年を超えて勤務することが確実であること』と『原則、雇用保険に加入すること（週20時間以上かつ31日以上雇用見込み）』の条件を満たす場合、雇用形態を問わず対象となります。また、1年以下の雇用期間が定められていても、契約更新により1年を超えて雇用されることが確実であると見込まれる場合は対象となります。



**再就職手当受給後に別の会社へ転職した場合、就業促進定着手当は申請出来る？**



再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先で6ヶ月以上雇用されている場合のみ対象です。